

離島等供給特例承認申請書

経企第4号

2024年12月6日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

富山市牛島町15番1号  
北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年1月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

### 離島等供給約款以外の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2024年3月18日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2024年3月18日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2025年1月の検針日から2025年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

#### 3 燃料費調整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

#### 4 料 金

(1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといえます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款〔高圧〕に定める燃料費等調整によらず、別表2(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといえます。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといえます。

## 別 表（燃料費等調整）

### 1 燃料費調整額の算定

離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (2) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、79,800円といたします。

#### (3) 調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、119,700円といたします。

#### (4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合  
平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- b a以外の場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (d) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2024年9月1日から 2024年11月30日までの期間	2025年1月の検針日から 2025年2月の検針日の前日までの期間
2024年10月1日から 2024年12月31日までの期間	2025年2月の検針日から 2025年3月の検針日の前日までの期間
2024年11月1日から 2025年1月31日までの期間	2025年3月の検針日から 2025年4月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費

調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	9円71銭	5円05銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	19円42銭	10円10銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	38円84銭	20円20銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	58円26銭	30円30銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	97円10銭	50円49銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	97円10銭	50円49銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	29円00銭	15円08銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	58円01銭	30円16銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	58円01銭	30円16銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	78銭	41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円57銭	81銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円57銭	81銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15円65銭	8円14銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15円65銭	8円14銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	8円23銭	4円28銭
契約電力1キロワット1日につき	16円45銭	8円55銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	14円81銭	7円70銭
契約電力1キロワット1日につき	29円61銭	15円39銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円50銭	1円30銭

(5) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力B

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの1灯につき	6 4 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	1 円 2 8 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	2 円 5 6 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	3 円 8 4 銭 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	6 円 4 0 銭 9 厘
	100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 4 0 銭 9 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 9 1 銭 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ	3 円 8 2 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアまでの1機器につき	
	100 ボルトアンペアをこえる1機器につき	3 円 8 2 銭 8 厘
100 ボルトアンペアまでごとに		

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 3 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 3 銭 3 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 0 8 銭 6 厘
---------------------	---------------

(ニ) 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 9 5 銭 4 厘
---------------------	---------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 6 銭 5 厘
-------------	-----------

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

## 2 燃料費等調整額の算定

離島約款 [高圧] にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は、次のとおり算定いたします。

### (1) 燃料費調整単価の算定

#### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭7厘
------------	-------

#### ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

### (2) 市場価格調整単価の算定

#### イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭9厘
------------	-------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合  
市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年2月1日から 2025年3月31日までの期間	2025年4月1日から 2025年4月30日までの期間
1キロワット時につき	1円30銭	70銭

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2024年9月1日から 2024年11月30日までの期間	2025年1月21日から 2025年2月20日までの期間	2025年2月1日から 2025年2月28日までの期間
2024年10月1日から 2024年12月31日までの期間	2025年2月21日から 2025年3月20日までの期間	2025年3月1日から 2025年3月31日までの期間
2024年11月1日から 2025年1月31日までの期間	2025年3月21日から 2025年4月20日までの期間	2025年4月1日から 2025年4月30日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)によって算定した燃料費調整単価、(2)により算定した市場価格調整単価および(4)により算定した燃料費等調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別 添

## 電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2025年2月分から2025年3月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.3円（消費税等相当額を含む）を、2025年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.3円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき0.7円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025 年 1 月の検針日 から 2025 年 3 月の検 針日の前日までの期間	2025 年 3 月の検針日 から 2025 年 4 月の検 針日の前日までの期間
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	離島約款 [低圧] にもと づき電気の供給を受ける 場合	2 円 5 0 銭	1 円 3 0 銭
	離島約款 [高圧] にもと づき電気の供給を受ける 場合	1 円 3 0 銭	7 0 銭

○定額制供給の場合

契 約 種 別	対 象	範 囲	単 位	みなし kWh (※1)	2025 年 1 月の検針 日から 2025 年 3 月の検針日の前日 までの期間 (※2)	2025 年 3 月の検針 日から 2025 年 4 月の検針日の前日 までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定 額 電 灯 お よ び	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	9 円 7 1 銭	5 円 0 5 銭
		10W をこえ 20W まで	〃	7.768	1 9 円 4 2 銭	1 0 円 1 0 銭
		20W をこえ 40W まで	〃	15.536	3 8 円 8 4 銭	2 0 円 2 0 銭
		40W をこえ 60W まで	〃	23.304	5 8 円 2 6 銭	3 0 円 3 0 銭
		60W をこえ 100W まで	〃	38.840	9 7 円 1 0 銭	5 0 円 4 9 銭
		100W をこえる 100W までごとに	〃	38.840	9 7 円 1 0 銭	5 0 円 4 9 銭
公 衆 街 路 灯 A	小 型 機 器	50VA まで	1 機器	11.601	2 9 円 0 0 銭	1 5 円 0 8 銭
		50VA をこえ 100VA まで	〃	23.202	5 8 円 0 1 銭	3 0 円 1 6 銭
		100VA をこえる 100VA までごとに	〃	23.202	5 8 円 0 1 銭	3 0 円 1 6 銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年1月の検針日から2025年3月の検針日の前日までの期間 (※2)	2025年3月の検針日から2025年4月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯A		総容量が50 VAまでの場合1日につき	1 契約	0.313	78 銭	41 銭
		総容量が50 VAをこえ100 VAまでの場合1日につき	〃	0.626	1円57 銭	81 銭
		総容量が100 VAをこえ500 VAまでの場合100 VAまでごとに1日につき	〃	0.626	1円57 銭	81 銭
		総容量が500 VAをこえ1kVAまでの場合1日につき	〃	6.260	15円65 銭	8円14 銭
		総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAまでごとに1日につき	〃	6.260	15円65 銭	8円14 銭
臨時電力		契約電力0.5kWの場合1日につき	1 契約	—	8円23 銭 (※3)	4円28 銭 (※3)
		契約電力1kW1日につき	1 kW	6.579	16円45 銭	8円55 銭
農事用電力B		契約電力0.5kWの場合1日につき	1 契約	—	14円81 銭 (※3)	7円70 銭 (※3)
		契約電力1kW1日につき	1 kW	11.842	29円61 銭	15円39 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上